

意見書案第 2 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 住 田 初 恵
富 田 達 也
小 原 明 大
二階堂 恵 子
広 垣 栄 治
中 村 歩

意見書の提出について

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの白紙撤回を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの白紙撤回を
求める意見書 (案)

高額療養費制度は、高額な医療費がかかった場合に、年収に応じて一定の上限を定める制度であり、公的医療保険制度のセーフティーネットと言われている。

政府は「現役世代の社会保険料の負担軽減のため」を口実に、高額療養費の自己負担限度額を引き上げようとしている。当事者や国民の強い反対により、今年からの引き上げは見送られたが、計画自体が撤回されたわけではない。

現行では負担限度額を5つの所得区分で定めており、中間の層である70歳未満で年収370万円～770万円の方の自己負担限度額は80,100円に定率負担額を超える医療費に対しての1%の自己負担を加えたものとなっている。

しかし今回、年収区分をそれぞれの層で3段階に区分し、3年かけて引き上げ、年収650万円～770万円の区分では80,100円から138,600円に引き上げるとした。

一方、この改定による現役世代の保険料の軽減額は、労使折半後一人当たり月46円～208円と試算され、軽減を実感できない金額となっている。

全国保険医団体連合会の調査では、この限度額の引き上げで4割を超える方が「治療を中断する」、6割の方が「治療の回数を減らす」と答えている。政府も受診抑制で2,270億円が生み出されると試算している。がんや難病の患者にとって、受診抑制は命に直結する問題である。

国民の命と健康を守るのが国の役割である。

よって国におかれては、だれもが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障するため、高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げは白紙撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣